

平成29年度における入札・契約制度の拡充

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）等の趣旨を踏まえ、発注を通じた地域建設業等の担い手の確保・育成や公共工事等の施工の円滑化を図るため、入札・契約制度を拡充する。

I 担い手の確保・育成

1 技術・社会貢献評価制度における支援

建設業界における担い手の確保・育成や県政等への社会貢献活動に取り組む業者を支援するため、技術・社会貢献評価制度における評価項目を新設・拡充する。

(1) 評価項目の新設

① 刑務所出所者等の雇用促進 **新設**（工事、業務）

保護観察対象者等を雇用した業者に加え、矯正就労支援情報センター（以下「コレワーク」という。）を利用して、刑事施設又は少年院を出所又は出院した者（以下「刑務所出所者等」という。）を雇用した業者を評価する。

区分	現行	改正
名称	保護観察対象者等の雇用	保護観察対象者等又は刑務所出所者等の雇用
対象業者	（直接雇用） 保護観察対象者等を3か月以上雇用した業者。	（直接雇用） 保護観察対象者等又はコレワークを利用して刑務所出所者等を3か月以上雇用した業者。
	（間接雇用） 保護観察対象者等を3か月以上雇用した業者を、下請として活用（30万円以上）した業者。	（間接雇用） 保護観察対象者等又はコレワークを利用して刑務所出所者等を3か月以上雇用した業者を下請として活用（30万円以上）した業者。
加点点数	（工事）16点、（業務）2点	
加点点期間	（直接雇用）2年、（間接雇用）1年	

〔実施時期〕平成29年6月（平成30年7月以降の評価に反映）

② 県内新規中小企業者の育成 **新設**（工事）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）の改正及び本県の中小企業の振興に関する条例等の趣旨を踏まえ、創業10年未満の新規中小企業者の入札参加資格要件の取得を支援する。

県内 新規中小 企業者	兵庫県内に本社（店）等を有する中小企業者であって、次のいずれかに該当する者（みなし大企業を除く。） (1) 事業を開始した日以後の期間が10年未満の個人 (2) 設立の日以後の期間が10年未満の会社
-------------------	---

県内 新規中小 企業者	※中小企業者：官公需法第2条第1項第1号に該当する者 ※みなし大企業：次のいずれかに該当する者 ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
-------------------	--

[加点点数] (建設工事) 4点

[実施時期] 平成29年6月 (平成30年7月以降の評価に反映)

(2) 評価項目の拡充

専門技術者の継続学習制度(CPD)を活用した技術力の向上 **拡充** (工事)

電気工事又は管工事の入札に参加を希望する業者が、建設工事入札参加資格審査申請時の直前5年間に、次のいずれかの団体が実施するCPD(継続学習制度)の学習履歴を単位以上取得している者を在籍させている場合に評価する。

団体	単位
建築CPD運営会議 (事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター)	12
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建築設備技術者協会	35
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50

[加点点数] 6点

[実施時期] 平成29年6月 (平成30年7月以降の評価に反映)

2 WTO案件に係るJV構成員の入札参加資格要件の**見直し** (工事)

WTO案件に係る一般土木工事及び建築一式工事のJV構成員の入札参加資格要件について、県内業者の入札参加機会の拡大を図るため、「その他構成員」の要件を見直す。

区分		現行	改正
構成員	代表	総合評定値1,200以上	
	その他	総合評定値1,030以上	総合評定値1,000以上

[実施時期] 平成29年6月 (平成29年7月入札公告分から適用)

3 総合評価落札方式における支援（工事）

地域建設業の中長期的な担い手を育成・確保するため、一部工事について、総合評価落札方式における「企業チャレンジ型」及び「女性チャレンジ型」を試行導入するほか、評価対象とする配置予定技術者の「工事成績」の対象範囲を拡充する。

併せて、「施工計画評価型」及び「施工能力評価型」の施工実績に係る評価方法を見直し、地域建設業者の受注機会の拡大を図る。

(1) 評価項目の見直し・拡充

① 施工実績に係る評価方法の見直し

地域建設業の中長期的な担い手を育成・確保するため、施工計画評価型及び施工能力評価型の評価項目「同種工事の施工実績」及び「工事成績」の配点を見直し、施工実績の少ない業者の受注機会の拡大を図る。

評価区分	評価項目	施工計画評価型	施工能力評価型
施工計画	施工計画・工程表	18点（変更なし）	評価対象外（変更なし）
企業の 施工能力	同種工事の施工実績	2点→1点	2点→1点
	工事成績	6点→3点	4点→2点
	社会貢献点数・ 地域固有の社会貢献活動	7点（変更なし）	4点（変更なし）
配置予定 技術者の 技術力	同種工事の施工実績	2点→1点	4点→2点
	工事成績	4点→2点	8点→4点
	継続学習(CPD)の取組状況	3点（変更なし）	3点（変更なし）
地域企業 の支援	地域精通度ほか	3点（変更なし）	5点（変更なし）
合計		45点→38点	30点→21点

〔実施時期〕平成29年6月（平成29年7月入札公告分から適用）

② 配置予定技術者の「工事成績」の対象範囲の拡充

配置予定技術者の技術力を適正に評価するとともに、若手技術者の活躍機会を拡大し新たな担い手を育成するため、主任（監理）技術者として従事した工事に加えて、現場代理人として従事した工事を、配置予定技術者の工事成績の対象として評価する。

当該工事の技術者の配置			次回工事における当該工事の工事成績の取扱い			
主任技術者	現場代理人		現行		改正	
	専任補助者	専任補助者以外	主任技術者	現場代理人	主任技術者	現場代理人
			 評価対象	評価対象外	 評価対象	 評価対象※ (主任技術者の1/2評価)
専任補助者制度						
			 評価対象	評価対象外	 評価対象	 評価対象※ (主任技術者と同等評価)

※国家資格等を有している場合に限る。

〔実施時期〕平成29年6月（平成29年7月入札公告分から適用）

(2) 総合評価落札方式の新たな型式の導入

① 「企業チャレンジ型」の導入 **【試行】**

地域建設業の中長期的な担い手を育成・確保するため、B・C等級の業者が入札に参加しやすいよう、一部の工事において、総合評価落札方式の適用範囲となる契約予定金額の引下げ（契約予定金額：7千万円以上→2千万円以上）及び入札参加資格要件となる技術・社会貢献評価数値の緩和を行うとともに、受注実績に係る配点を緩和した新たな総合評価落札方式を試行する。

評価項目	施工能力評価型	企業チャレンジ型【試行】
企業の施工能力		
同種工事の施工実績	1点	評価対象外
工事成績	2点(0.5点満点×4件)	2点(1点満点×2件)
社会貢献点数・ 地域固有の社会貢献活動	4点	評価対象外
配置予定技術者の技術力		
同種工事の施工実績	2点	評価対象外
工事成績	4点(2点満点×2件)	2点(1点満点×2件)
継続学習(CPD)の取組状況	3点	1点
地域企業の支援		
地域精通度ほか	5点	5点
合計	21点	10点
適用範囲の引下げ	7千万円以上	2千万円以上
【入札参加資格】技術・社会貢献評価数値		
7千万円以上2.5億円未満	110点	60点
2千万円以上7千万円未満	(60点：価格競争方式)	30点

〔実施時期〕平成29年6月（平成29年7月入札公告分から適用）

② 「女性チャレンジ型」の導入 **【試行】**

女性技術者の登用を促進するため、配置予定技術者に女性技術者を配置した場合に加点する新たな総合評価落札方式を一部の工事において試行する。

評価区分	評価項目	施工能力評価型	女性チャレンジ型【試行】
企業の施工能力	同種工事の施工実績・工事成績ほか	7点	7点
配置予定技術者の技術力	工事成績	4点(2点満点×2件)	4点 男性(2点満点×2件) 女性(4点満点×1件)
	同種工事の施工実績ほか	5点	5点
地域企業の支援	若手技術者の育成	1点	評価対象外
	女性技術者の育成	—	2点 40歳未満の女性 1点 40歳以上の女性
	地域精通度ほか	4点	4点
合計		21点	22点
専任補助者制度		40歳未満の若手技術者を配置予定技術者に配置する場合	40歳未満の若手技術者又は女性を配置予定技術者に配置する場合

〔実施時期〕平成29年6月（平成29年7月入札公告分から適用）

II 公共工事等の施工の円滑化

総合評価落札方式の見直し（工事）

より適切な技術力を持つ業者を選定し価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結することにより、公共工事の品質を確保するため、評価方法及び評価項目の見直しを図る。

(1) 評価項目「県内産品の使用」の拡充

公共事業における県内産業への経済波及効果をより高めるため、加点対象とする資材を「あらかじめ指定した主要資材」から「全ての主要資材」に拡大する。

なお、受注者の責によらない理由により県内産品が使用できない場合は、県内に本店又は営業所等を有する取扱業者から調達しても加点の対象とするよう評価方法を見直す。

区分	現 行	改 正
対象資材	あらかじめ指定した主要資材 〔見積参考図書「機労材集計表」に「主要資材、県内産品有」と記載のあるものに限る。〕	全ての主要資材 〔見積参考図書「機労材集計表」に「 <u>主要資材</u> 」又は「主要資材、県内産品有」と記載のあるものに限る。〕
加点の要件	上記の全ての対象資材について、県内で製造等されたものを使用する場合 〔入札時点で調達ができないことが明らかな資材については、対象資材から除外することが可能。ただし、県内に本店又は営業所等を有する取扱業者から調達した上で、契約後に証明書等を提出する必要がある。〕	上記の全ての対象資材について、県内で製造等されたものを使用又は県内に本店又は営業所等を有する取扱業者から調達する場合

〔実施時期〕平成29年6月（平成29年7月入札公告分から適用）

(2) 評価項目「減点項目」の新設

入札の公正な競争を確保するため、受注者の責により技術資料の記載内容を履行できなかった場合には、当該工事の工事成績評定点を減じることに加えて、次回以降に総合評価落札方式による入札に参加する際に、技術評価点を減点する。

評価項目	減点項目		
適用する型式	全ての総合評価落札方式の型式		
減点の基準	総合評価落札方式の工事において、工事成績評定の減点を伴う技術資料の記載内容の不履行があった場合に減点する。		
減点の期間	当該工事の引渡完了年度の7月から翌々年度6月までの1年間		
減 点	技術資料の記載内容の不履行（1年間通算）	1項目	▲2点
		2項目	▲4点
		3項目以上	▲6点

〔減点の基準となる対象工事：平成29年7月以降に入札公告する工事〕
 〔減点の適用時期：平成30年7月以降に入札公告する工事から適用〕